

## 公益財団法人兵庫県国際交流協会 友の会に関する規程

(名称)

第1条 本会は、兵庫県国際交流協会友の会（以下「友の会」という。）と称する。

(目的)

第2条 友の会は、公益財団法人兵庫県国際交流協会（以下「協会」という。）の事業の趣旨に賛同し、かつ草の根レベルの国際交流や多文化共生社会づくりに積極的に参加する者が集い、協会の発展並びに支援を行うことを目的とする。

(会員)

第3条 友の会の会員（以下「会員」という。）は、団体会員及び個人会員とする。

2 会員は、協会が実施する事業に積極的に参加し、他の会員と協調して、第2条の目的の実現に努めるものとする。

(世話人等及び意見交換会)

第4条 協会理事長（以下、「理事長」という。）は、協会が実施する事業の実現と、その事業に対する友の会会員の参加の促進について、会員に意見を求めることができる。

2 理事長は、別に定める協会の事業について意見を求めるために、会員の中から世話人を委嘱するとともに、世話人を招集して意見交換会を開催することができる。

3 前項の世話人は、次のとおりとし、その任期は1月1日から12月31日までとする。

会 長	1名
副会長	2名
友の会理事	15名以内

4 会長は、友の会を代表するとともに、特に、第2項の意見交換会における世話人からの意見をとりまとめ理事長に対して提案する。

5 副会長は、会長を補佐し、必要あるときはその職務を代行する。

6 名誉顧問を置くことができる。

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書により理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申込みがあったときは、速やかに審査を行い、支障がない場合は承認する。

(賛助会費)

第6条 会員は、団体は年額1口10,000円で1口以上、個人は年額1口3,000円で1口以上の賛助会費を納めるものとする。

2 会員は、協会に対して、理事長が発行する納入請求書により所定の期日までに前項の賛助会費を納入するものとする。

3 既に納入された賛助会費は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

(会員の特典)

第7条 協会は、会員に対して次のことを行う。

- (1) 協会広報誌の配布
- (2) 協会が主催または後援する行事等の案内
- (3) その他理事長が必要と認めたこと

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理事長に退会届けを提出するものとする。

- 2 会員が、正当な理由なく賛助会費の納入を怠ったときは、退会したものとみなす。
- 3 理事長は、会員が協会の名誉を傷つけ、又は協会の目的に反する行為があったときは、これを退会させることができる。

(補則)

第9条 この規程に定めのない事項については、必要のつど理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成26年3月17日より施行する。
- 2 第4条第3項の規定に関わらず、最初の世話人は、平成26年3月7日付で廃止された兵庫県国際交流協会友の会会則（平成3年12月1日）に基づく友の会役員とし、その任期は、本規程施行の日から平成26年12月31日までとする。